

特許権侵害訴訟において本件発明の課題が与える影響

令和元年度特許委員会第2部会 第2チーム

山内 伸, 時岡 恭平, 濱田 百合子, 中嶋 恭久, 黒田 博道,
中尾 直樹, 高石 秀樹, 京村 順二, 藤田 雅史, 木森 有平,
高津 一也, 赤木 信行, 平田 学, 瀧川 彰人

要 約

本稿は、令和元年度特許委員会において、「特許権侵害訴訟において本件発明の課題が与える影響」について検討した結果を報告するものである。

近年の裁判例を分析すると種々の場面において発明の課題が重視される傾向が見られる。そこで、特許権侵害訴訟において発明の課題が与える影響について検討した。その結果、侵害訴訟で戦うためには原告及び被告のどちらサイドにおいても「発明の課題」が重要であり、「発明の課題」は訴訟の勝敗のキーとなり得るといふ結論を得た。

なお、本稿では、掲載ページ数の制約などの理由で、全ての内容を掲載できていない。報告内容の全文は、日本弁理士会正副会長へ提出した報告書として電子フォーラムで WEB 公開しているので、会員のみ閲覧可能であるが、ぜひそれらを概観して頂きたい。

・特許委員会報告書掲載 URL (電子フォーラム)

https://www.jpaa-members.jp/index.php?page=1&br_serial=5&br_sub_serial=102&sortOrder=0&view_id=14545

目次

1. はじめに
2. 検討方法
3. 検討結果
4. 発明の課題が文言解釈・クレーム解釈において考慮された裁判例の検討
5. 均等論において発明の課題が着目された裁判例の検討
6. 複数の論点において、発明の課題が関与した裁判例の検討
7. 発明の課題が地裁と高裁とで異なる認定・解釈がなされた裁判例の検討
8. まとめ

1. はじめに

近年の裁判例を分析すると種々の場面において発明の課題が重視される傾向が見られる。当委員会では、平成30年度に、本件発明の課題を軸として、裁判所における各特許要件の判断を横断的に分析した。その結果、各特許要件の判断において認定された発明の課題は基本的に一致することが確認された。また、充足論の判断が覆った逆転判決をピックアップし、判断が

覆った要因について分析した。その結果、充足論で判断が覆るのは、必ずしも新たな証拠や主張によるものではなく、争点となる文言の解釈（クレーム解釈）に起因するものであり、発明の課題等（作用効果、技術的意義、技術思想）がキーとなることが多いという結果が得られた。このように、近年の裁判例からは、特許要件においても、充足論においても、発明の課題が与える影響は大きいといえる。発明の課題をどのように捉えるかによって、特許性及び充足性の判断が異なるものとなり得る。

平成30年度の逆転判決の検討においては、充足論における逆転判決の観点から発明の課題というキーワードが浮かび上がることとなったが、その検討は、充足論が地裁と高裁とで逆転した判決を対象としており、そうでない判決（逆転していない判決）は対象になっていない。また、充足論における発明の課題が論じられているが、侵害訴訟における無効論での発明の課題について、とりわけ、充足論と無効論の両方が判断された場合や、審決取消訴訟と侵害訴訟のダブルト

ラックでの判断、地裁と高裁とでの判断など、複数の場面において、発明の課題についてどのように取り扱われているのかは気になるところであり、その内容を検討することは、今後の実務において有用になり得る。

そこで、令和元年度は、特許権侵害訴訟において、発明の課題が与える影響について検討することとした。具体的には、近年の知財高裁の侵害訴訟裁判例の中から、発明の課題が裁判所の判断において論じられたものをピックアップし、充足論と無効論の両方において判断されたもの、地裁と高裁とでの発明の課題の認定の異同等の分析を行うとともに、充足論において発明の課題が大きく影響したと思われるものについての分析を行った。

2. 検討方法

裁判年月日が平成26年1月1日から令和1年5月24日までの特許権侵害訴訟控訴事件を精査し、充足論の判断に発明の課題が影響したものの57件を抽出した。抽出した裁判例には、充足論の判断のみに発明の課題が影響したもののほか、充足論と無効論の両方の判断に発明の課題が影響したものが含まれる。

また、地方裁判所の裁判例ではあるものの、発明の課題が影響した重要な裁判例2件を追加して検討を進めたところ、これら2件は検討の途中で知財高裁の控訴審判決（平成31年（ネ）第10014号、平成31年（ネ）第10005号）が出たため、それらも検討対象に含めることとした。

したがって、知財高裁判決59件を検討対象の事件（適宜、原審判決、関連事件判決を含む）とした。次頁に、検討対象の裁判例59件の一覧表を示す。

3. 検討結果

検討対象の裁判例を検討したところ、次の結論が得られた。

(1) 充足論において、文言解釈（クレーム解釈）する際には、発明の課題が考慮されることが多く、また、発明の課題が判断のキーとなり得る。

(2) 均等論においては、発明の課題は、均等の要件を判断する際の必須事項となっており、重要事項となっている。

(3) 裁判所の判断のなかの充足論と無効論の両方において発明の課題が論じられたものについて、発明の

課題の認定に齟齬があるものは見られなかった。

(4) 地裁と高裁との間においては、発明の課題の認定・解釈が異なる場合があり、それが充足論逆転の判決となった事例もある。

(5) 侵害訴訟で戦うためには、原告（特許権者側）及び被告（被疑侵害者側）のどちらサイドにおいても、「発明の課題」が重要になる。「発明の課題」は、発明の効果、発明の技術的意義に密接に関連し、訴訟の勝敗のキーとなり得る。

以下、上記結論に至った根拠を裁判例とともに具体的に示す。

4. 発明の課題が文言解釈・クレーム解釈において考慮された裁判例の検討

4. 1 概要

発明の課題の認定の仕方・解釈が技術的範囲の属否に影響を及ぼし、その結果、被疑侵害者の物・行為が本件特許の構成要件を充足するかどうかの最終判断に影響を与えることがある。特許法第70条第2項では、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するにあたり明細書等を考慮することが規定されている。この点からも、「発明が解決しようとする課題」の欄が参酌され得ることは理解できるところである。そして、近時においては、充足論の判断の大前提として、本件発明の技術的意義を認定することは通常プラクティスとなっており、技術的意義の認定・理解のために、発明の課題、及び課題の裏返しである作用・効果が用いられる。今回の調査範囲から、発明の課題の認定・解釈が大きく影響した裁判例を以下に挙げる。

4. 2 非充足（特許権者敗訴）の事例

< No.55：平成26年（ネ）第10107号 >

発明が解決しようとする課題、課題を解決するための手段及び発明の効果において、…事業者は、顧客に対し、預かった複数の品物の全てについて、1回の出力で、その画像を閲覧できるように提示する必要がある。…

…「一覧出力形式」とは、ユーザ情報に対応する複数の品物の画像データが出力された場合、その画像データの全てが一覧できる状態、例えば、ディスプレイに表示される場合には、ひとつの画面上で閲覧できる状態（ディスプレイの大きさや画面の大きさにより、スクロールする必要が生じる場合

No.	事件番号	判決日 結論 (係属部)	事件名 (発明の名称 (文字多数の場合、枠内範囲まで))
1	平成31(ネ)10014 (東京地平29(ワ)16468)	令和1年10月30日 控訴棄却 (1部)	プロタンパク質コンベルターゼスプチリシンケシ9型 (PCSK9)
2	平成31(ネ)10005 (東京地平29(ワ)18184)	令和1年7月24日 控訴棄却 (3部)	骨切術用開大器
3	平成30(ネ)10039 (東京地平28(ワ)29320)	平成31年1月31日 控訴棄却 (2部)	容器
4	平成29(ネ)10073 (東京地平28(ワ)21346)	平成30年10月29日 控訴棄却 (2部)	金融商品取引管理装置、プログラム
5	平成29(ネ)10064 (東京地平25(ワ)10958)	平成30年9月25日 控訴棄却 (1部)	掘削装置、穿孔工法用回転反力支持装置、掘削土飛散防止装置
6	平成30(ネ)10029 (東京地平28(ワ)35189)	平成30年9月19日 控訴棄却 (2部)	モータ
7	平成30(ネ)10018 (東京地平29(ワ)5074)	平成30年7月19日 控訴棄却 (3部)	自動麻雀卓
8	平成29(ネ)10096 (東京地平28(ワ)35182)	平成30年6月19日 控訴棄却 (1部)	携帯端末サービスシステム
9	平成29(ネ)10033等 (東京地平26(ワ)7643)	平成30年5月24日 原判決取消 (3部)	引戸装置の改修方法及び改修引戸装置
10	平成29(ネ)10092 (東京地平28(ワ)13239)	平成30年3月26日 原判決取消 (4部)	オルタネータ、またはオルタネータ/スタータの後部に一体化された
11	平成29(ネ)10027 (東京地平27(ワ)4461)	平成29年12月21日 原判決変更 (2部)	金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法、プロ
12	平成29(ネ)10069 (東京地平28(ワ)5095)	平成29年12月13日 控訴棄却 (3部)	負荷試験機
13	平成29(ネ)10066 (東京地平27(ワ)11434)	平成29年12月5日 控訴棄却 (4部)	骨折における骨の断片の固定のための固定手段装置
14	平成29(ネ)10041 (東京地平26(ワ)8134)	平成29年8月29日 控訴棄却 (4部)	累進多焦点レンズ
15	平成29(ネ)10016 (東京地平27(ワ)12412)	平成29年7月27日 控訴棄却 (2部)	オキサリプラチナムの医薬的に安定な製剤
16	平成29(ネ)10009等 (東京地平27(ワ)12415)	平成29年7月12日 控訴棄却 (3部)	オキサリプラチナムの医薬的に安定な製剤
17	平成29(ネ)10034 (東京地平27(ワ)29159)	平成29年7月11日 控訴棄却 (4部)	オキサリプラチン溶液組成物ならびにその製造方法及び使用
18	平成29(ネ)10013 (東京地平27(ワ)29001)	平成29年7月11日 控訴棄却 (4部)	オキサリプラチン溶液組成物ならびにその製造方法及び使用
19	平成29(ネ)10010 (東京地平27(ワ)28699)	平成29年6月29日 控訴棄却 (2部)	オキサリプラチン溶液組成物ならびにその製造方法及び使用
20	平成29(ネ)10008 (東京地平27(ワ)29158)	平成29年6月29日 控訴棄却 (2部)	オキサリプラチン溶液組成物ならびにその製造方法及び使用
21	平成28(ネ)10112 (東京地平28(ワ)15355)	平成29年6月28日 控訴棄却 (3部)	オキサリプラチン溶液組成物ならびにその製造方法及び使用
22	平成28(ネ)10096 (東京地平26(ワ)25928)	平成29年5月23日 控訴棄却 (4部)	ナビゲーション装置及び方法
23	平成28(ネ)10111 (東京地平27(ワ)28468)	平成29年4月27日 控訴棄却 (2部)	オキサリプラチン溶液組成物ならびにその製造方法及び使用
24	平成28(ネ)10061 (東京地平27(ワ)14871)	平成29年2月28日 控訴棄却 (2部)	画像補正データ生成システム、画像データ生成方法及び画像補正
25	平成28(ネ)10046 (東京地平27(ワ)12414)	平成29年1月20日 控訴棄却 (特別部)	オキサリプラチナムの医薬的に安定な製剤
26	平成28(ネ)10092 (大阪地平27(ワ)6380)	平成29年1月17日 控訴棄却 (4部)	コーナークッション
27	平成28(ネ)10031 (東京地平27(ワ)12416)	平成28年12月8日 原判決取消 (3部)	オキサリプラチン溶液組成物ならびにその製造方法及び使用
28	平成28(ネ)10042 (東京地平26(ワ)20422)	平成28年10月26日 控訴棄却 (4部)	接触端子
29	平成28(ネ)10047 (東京地平26(ワ)14006)	平成28年10月19日 控訴棄却 (4部)	電気コネクタ組立体
30	平成27(ネ)10067 (東京地平26(ワ)11110)	平成28年9月28日 控訴棄却 (2部)	特許権 (美顔器)
31	平成27(ネ)10016 (東京地平24(ワ)6547)	平成28年9月28日 控訴棄却 (4部)	ティッシュペーパーの製品の製造方法及び製造設備
32	平成28(ネ)10017 (東京地平26(ワ)34145)	平成28年6月29日 控訴棄却 (4部)	Web-POS方式
33	平成28(ネ)10007 (東京地平26(ワ)25196)	平成28年6月29日 控訴棄却 (4部)	振動機能付き椅子
34	平成27(ネ)10098 (東京地平22(ワ)46241)	平成28年3月30日 控訴棄却 (4部)	エミュレーションシステム用の統合デバッグ機能を備えた再構成可
35	平成27(ネ)10029 (東京地平24(ワ)11459)	平成28年3月28日 控訴棄却 (2部)	アクセス権限を通信網の少なくとも1つの移動局に設定する方法、
36	平成27(ネ)10107 (東京地平26(ワ)18842)	平成28年3月28日 控訴棄却 (2部)	多接点端子を有する電気コネクタ
37	平成27(ネ)10014 (東京地平25(ワ)4040)	平成28年3月25日 控訴棄却 (特別部)	ビタミンDおよびステロイド誘導体の合成用中間体およびその製造
38	平成27(ネ)10104 (東京地平26(ワ)3344)	平成28年3月9日 控訴棄却 (4部)	ピタバスタチンカルシウム塩の結晶、ピタバスタチンカルシウム塩
39	平成27(ネ)10108 (東京地平26(ワ)688)	平成28年3月9日 控訴棄却 (4部)	ピタバスタチンカルシウム塩の結晶、ピタバスタチンカルシウム塩
40	平成27(ネ)10080 (東京地平26(ワ)5187)	平成28年2月24日 控訴棄却 (4部)	ピタバスタチンカルシウム塩の結晶、ピタバスタチンカルシウム塩
41	平成27(ネ)10036 (東京地平26(ワ)3343)	平成27年12月24日 控訴棄却 (4部)	ピタバスタチンカルシウム塩の結晶、ピタバスタチンカルシウム塩
42	平成27(ネ)10031 (東京地平25(ワ)33993)	平成27年12月24日 控訴棄却 (4部)	ピタバスタチンカルシウム塩の結晶、ピタバスタチンカルシウム塩
43	平成27(ネ)10038 (東京地平26(ワ)7856)	平成27年11月26日 控訴棄却 (2部)	移動体の運行管理方法、システム及びその構成装置
44	平成25(ネ)10051 (東京地平23(ワ)21311)	平成27年11月19日 原判決変更 (4部)	印刷物の品質管理装置及び印刷機、オフセット輪転機版胴
45	平成27(ネ)10100 (東京地平26(ワ)17797)	平成27年11月18日 控訴棄却 (3部)	草質材圧着物
46	平成27(ネ)10048等 (東京地平25(ワ)32555)	平成27年11月12日 原判決変更 (4部)	生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置
47	平成26(ネ)10082 (東京地平23(ワ)23651)	平成27年11月5日 原判決取消 (4部)	4H型単結晶炭化珪素の製造方法
48	平成27(ネ)10097 (東京地平26(ワ)23512)	平成27年10月8日 控訴棄却 (4部)	洗浄剤
49	平成27(ネ)10059 (東京地平26(ワ)23512)	平成27年10月8日 控訴棄却 (4部)	洗浄剤
50	平成26(ネ)10111 (大阪地平25(ワ)5600)	平成27年10月8日 控訴棄却 (4部)	粉粒体の混合及び微粉除去方法並びにその装置
51	平成27(ネ)10047 (東京地平26(ワ)65)	平成27年9月30日 控訴棄却 (3部)	入力支援コンピュータプログラム、入力支援コンピュータシステム
52	平成27(ネ)10008 (大阪地平25(ワ)3480)	平成27年8月4日 控訴棄却 (2部)	コンテンツ提供システム
53	平成26(ネ)10104 (東京地平23(ワ)34237)	平成27年6月16日 控訴棄却 (2部)	窒化物半導体素子
54	平成26(ネ)10055 (大阪地平22(ワ)3792)	平成27年5月27日 控訴棄却 (1部)	通気口用フィルター部材
55	平成26(ネ)10107 (大阪地平25(ワ)5744)	平成27年5月14日 控訴棄却 (2部)	預かり物の提示方法、装置およびシステム
56	平成26(ネ)10114 (東京地平25(ワ)23584)	平成27年2月26日 控訴棄却 (4部)	ネット広告システム
57	平成25(ネ)10112 (東京地平24(ワ)33474)	平成26年10月30日 控訴棄却 (3部)	食品類を内包した白カビチーズ製品及びその製造方法
58	平成25(ネ)10026等 (大阪地平20(ワ)10819)	平成26年3月27日 原判決一部変更 (1部)	粉粒体の混合及び微粉除去方法並びにその装置
59	平成25(ネ)10017等 (東京地平21(ワ)23445)	平成26年3月26日 原判決変更 (2部)	オープン式発酵処理装置並びに発酵処理法

を含む。)で、情報を外部へ出す方法を意味すると解される。

本裁判例では、発明の課題を「事業者は、顧客に対し、預かった複数の品物の全てについて、1回の出力

で、その画像を閲覧できるように提示する必要がある」こととし、請求項に記載された「一覧出力形式」を「ユーザ情報に対応する複数の品物の画像データが出力された場合、その画像データの全てが一覧できる

状態…で、情報を外部へ出す方法を意味する」と解釈した。

被告方法は、各画像データが「保管中アイテム」等のカテゴリーに分けられてサーバに記録されており、顧客があるカテゴリーのボタンをクリックすると、当該カテゴリーについてのみの画像が顧客側へ送信されることから、ユーザ情報に対応する複数の品物の画像データの全てが一覧できる状態で情報を外部へ出す方法をとっていないため、「一覧出力形式」の構成要件を文言上充足しないと判断された。

4. 3 充足（特許権者勝訴）の事例

< No.58：平成 25 年（ネ）第 10026 号 >

…被控訴人は、本件明細書には、解決課題として、材料の一部が「未混合のまま」一時貯留ホッパーへ直接送られることを防止することであるとの記載があることに照らすならば、既に混合された材料について「未混合のまま」と解することはできず、既に混合された材料を混ぜ合わせても「混合」には該当しないと主張する。

しかし、複数の材料（異種材料）が混合ホッパーに輸送される以前に混合されているとしても、混合状態が十分でなく、さらに混合することを要する場合もあり得ることを考えるならば、一旦混ざり合った材料であっても、その一部がさらに混合されることなく一時貯留ホッパーへ直接落下する場合にこれを防止することも、本件各特許発明の解決課題から排除されるものではないと解するのが合理的である。したがって、複数の材料が一旦混合されていた場合でも、「混合」を含む構成要件を充足すると解するのが相当である。…

本件明細書には、発明の課題は「未混合のまま」一時貯留ホッパーへ直接送られることを防止することであるとの記載があるため、既に混合された材料をさらに混合することが本件発明で言う「混合」にあたるかが争われた。

裁判所は、本件発明の技術的意義を考慮し、既に混合された材料についても、混合状態が十分でなく、さらに混合を要する場合があり、既に混合された材料を混ぜ合わせても「混合」にあたる旨の判断をした。

4. 4 小括

上記では、発明の課題が判決中に論じられたものをピックアップしたが、発明の技術的意義を認定するに

あたり、単なる明細書の「発明が解決しようとする課題」の欄の引き写しも含めて、課題が参酌されることは当然のように行われている。発明の課題の認定・解釈が、特許権者に有利に働く場合も、不利に働く場合も、どちらもあり、発明の課題が参酌されるからといって、どちら側が得かは簡単に論じることはできない。要するに、発明の課題を適切に捉えて判断するのが重要ということであろう。

このように、充足論において、文言解釈（クレーム解釈）する際には、発明の課題が考慮されることが多く、また、発明の課題が判断のキーとなり得る、といえる。

5. 均等論において発明の課題が着目された裁判例の検討

5. 1 概要

マキサカルシトール事件大合議判決以降、少なくとも均等論の第 1 要件において、発明の課題を考慮することは明確になったといえる。ここでは、均等論の 5 つの要件ごとに、発明の課題が論じられた裁判例を挙げる。

5. 2 第 1 要件（非本質的部分）について

< No.37：平成 27 年（ネ）第 10014 号、マキサカルシトール事件大合議判決 >

特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、従来技術では達成し得なかった技術的課題の解決を実現するための、従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的な構成をもって社会に開示した点にある。したがって、特許発明における本質的部分とは、当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分であると解すべきである。

そして、上記本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載に基づいて、特許発明の課題及び解決手段（特許法 36 条 4 項、特許法施行規則 24 条の 2 参照）とその効果（目的及び構成とその効果。平成 6 年法律第 116 号による改正前の特許法 36 条 4 項参照）を把握した上で、特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が何であるかを確定することによって認定されるべきである。すなわち、特許発明の実質的価値は、その技術分野における従来技術と比較した貢献の程度に応じて定められることからすれば、特許発明の本質的部分

は、特許請求の範囲及び明細書の記載、特に明細書記載の従来技術との比較から認定されるべきであり、そして、①従来技術と比較して特許発明の貢献の程度が大きいと評価される場合には、特許請求の範囲の記載の一部について、これを上位概念化したものとして認定され…、②従来技術と比較して特許発明の貢献の程度がそれ程大きくないと評価される場合には、特許請求の範囲の記載とほぼ同義のものとして認定されると解される。

ただし、明細書に従来技術が解決できなかった課題として記載されているところが、出願時（又は優先権主張日。…）の従来技術に照らして客観的に見て不十分な場合には、明細書に記載されていない従来技術も参酌して、当該特許発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が認定されるべきである。そのような場合には、特許発明の本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載のみから認定される場合に比べ、より特許請求の範囲の記載に近接したものとなり、均等が認められる範囲がより狭いものとなると解される。

本判決では、均等論の各要件の判断手法が判示されており、特に、第1要件については、その判断手法が詳細に論じられている。そして、第1要件の判断にあたっては、発明の課題の認定・解釈が不可欠であり、本判決において、本質的部分の判断は、従来技術が解決できなかった課題及びその解決原理が重要であることが示された。

なお、本判決以前においては、均等論の第1要件において、特に課題を重視するといった手法は確立していなかったものと思われる。そのため、本判決において、発明の本質的部分と課題との関連がクリアになったと考えられる。

本判決は、大合議判決であり、この判決以降、地裁も含めて、均等論の判断にあたって、裁判所は、本判決の判断手法に則って判断しており、均等論、とりわけ第1要件については、発明の課題が重要となっている。

5.3 第2要件（置換可能性）について

< No.31：平成27年（ネ）第10016号 >

…本件発明1-1の課題は、薬液塗布工程をプライマシヤマルチスタンド式インターフォルダとは別に設ける構成を採用した場合に起きる、薬液塗布のために原反を移送する手間

や多大な設備コストが掛かるという問題の発生を回避し、同構成よりも低コストで薬液塗布を行うことができ、かつ、薬液塗布の有無を容易に切替え可能である製造設備を提供することであり、…

…被告設備は、…一次原反ロールから薬液が塗布された二次原反ロールに至るまでの間、一次原反ロールRからロール102を形成する製造ラインとは別に、薬液塗布装置11が設けられており、上記製造ラインから原反（ロール102）を薬液塗布のために薬液塗布装置11に移送するというものである。したがって、本件発明1-1において一次原反ロールから薬液が塗布された二次原反ロールを製造するプライマシヤを、被告設備における2つの製造ラインと置き換えれば、少なくとも、本件発明1-1の目的のうち、薬液塗布工程をプライマシヤインターフォルダとは別に設ける構成を採用した場合に起きる薬液塗布のために原反を移送する手間が掛かるという問題の発生を回避し、同構成よりも低コストで薬液塗布を行うことができる製造設備を提供するという目的を達成することができず、薬液塗布手段をプライマシヤマルチスタンド式インターフォルダとは別に設ける場合と比較して、その場合に起きる薬液塗布のために原反を移送する手間が掛かるという問題の発生を回避し、設備コストをより低く抑えることができるという効果を奏しなくなることは、明らかである。

…被告設備は、均等の第2要件を満たすものではない。

本裁判例では、要するに、発明の課題及び効果を捉えた上で、そのような課題を解決できない（効果を奏さない）ものについては、置換可能性がないといった判断がなされている。

第2要件を判断する際も、発明の課題を考慮することは重要であることが本裁判例から言える。

また、検討対象の裁判例ではないが、第2要件における発明の課題については、次の裁判例においてより密接に論じられており、参考になるため、ここで補足する。

<平成21年（ネ）第10055号>

本件訂正発明は、従来の無線電話装置と、携帯型コンピュータとGPS利用者装置とをすべて携帯することができず、かつ相互を組み合わせることでそれらを複合した機能を得ることができないとの課題を解決するために、複合した機能を、実的に得ることを目的とするものである。そうすると、本件訂正

発明は、携帯型の情報装置がこれらの装置の機能を複合させた機能を有することに特徴があり、機能の一部を他のサーバ等に置くことを想定したものという事はできない。

そして、前記認定の本件訂正明細書の発明の詳細な説明の記載によれば、「携帯型コミュニケーター」は、CPUを備えた携帯用コンピュータと無線電話装置とGPS利用者装置とを備えるとともに、地図情報を備えた地図データROMが接続されており、CPUにより実行される最寄発信処理においては、まず、現在位置の座標と発信先の名称が入力され、次に、地図データROMから現在位置から最も近い発信先番号を選択する処理を行い、それは、現在位置の座標と地図データROMから読み込まれた地図情報とに基づいて選択しているものと認められる。したがって、「選択手段」による「発信先番号の選択」は、携帯用コンピュータのCPUが、携帯型コミュニケーター自体で取得できるデータを用いて、発信先番号の選択に係る処理を実行することを指すと解するのが相当である。…

本件訂正発明における「携帯用コンピュータ」が、「位置座標データ入力手段の位置座標データに従って、所定の業務を行う複数の個人、会社あるいは官庁の中から現在位置に最も近いものの発信先番号を選択する選択手段」との構成を被告製品における上記処理手段に置換することは、解決課題及び解決原理が異なるから、置換可能性はない…。

近時は、第1要件と第2要件のあてはめが表裏一体である傾向にあり、第2要件のあてはめにおいても、第1要件のあてはめと同様に、「課題」及び「解決原理」が重要である。

5.4 第3要件（置換容易性）について

< No.4：平成29年（ネ）第10073号 >

…本件発明は、同じ価格帯でイフダンオーダーを自動的に繰り返すことのできる従来の発明の課題を解決したものであり、同じ価格帯でのイフダンオーダーを自動的に繰り返すことを前提としているところ、被控訴人サービスのように本件相違構成を採用すると、新たな価格帯における取引を行わせるために必要な相場価格の変動幅は、取引開始時に設定された第二注文情報の指値注文と取引開始時の相場価格の差額と一致することになり、その結果、同じ価格帯でのイフダンオーダーを継続させるためには、相場価格が変動した場合に、旧価格帯の成行注文と対をなす売りの指値注文の約定をトリガとして、旧価格帯における指値注文に係る注文情報群

も生成させる構成を採用するなどの工夫をする必要が生じる…。このような理由から、被控訴人サービスは、本件相違構成を採用するためには、相場価格が変動した場合に、旧価格帯の成行注文と対をなす指値注文の約定をトリガとして、旧価格帯における指値注文に係る注文情報群も生成させる必要がある、この点を考慮すると、本件発明に本件相違構成を適用するに当たっては、相応の検討が必要であったというべきである。

以上のことに、本件全証拠によっても、被控訴人サービスが開始された時点において、本件相違構成を採用した金融商品取引に係るサービスが存在したことや、本件相違構成を開示した文献があったとは認められないことを併せ考慮すると、本件相違構成に係る置換することは当業者が容易に想到することができたとは認められないというべきである。

本裁判例では、発明の課題が考慮された上で、置換が容易か否かの判断がなされている。

第3要件を判断する際も、発明の課題を考慮することは重要であることが本裁判例から言える。

また、今回の検討対象の裁判例ではないが、第3要件における発明の課題については、次の事件でより密接に論じられており、参考になるため、ここで補足する。

<平成28年（ワ）第24175号>

取出口の前に大気圧となる冷水タンクを設けることは、「水素水から水素を離脱させずに外部に提供する」という本件発明1の課題解決原理に反するものであるから、当業者としては、本件発明1に被告製品の上記構成を採用することの動機付けを欠くものといえる。したがって、被告製品は、均等侵害の第3要件も満たさない。

第3要件のあてはめは、本件発明の課題との関係が重要である。

5.5 第4要件（容易推考性）について

第4要件に関して、発明の課題を論じたものは数少ない。本件発明の課題ではなく、引用発明の課題ではあるものの、第4要件の判断において発明の課題を考慮した裁判例が見られたので紹介する。

< No.30：平成 27 年（ネ）第 10067 号 >

さらに、控訴人は、…②乙 1 発明の解決課題は噴霧量の調整、化粧料を長時間一定の状態では噴霧する、大気を汚染せず連続して吹き付けるというものであるのに対し、乙 4 発明の目的はスプレーから吹き出す流体の流量を簡単な構造で調整し、塗料の色を代える場合に部品の洗浄回数を減らすというものであるから、組合せ容易性を導く評価根拠事実がない、…と主張する。…

②乙 1 発明の解決課題には、…、噴霧量の調整を容易に行うことが含まれており、乙 4 発明の目的にも、スプレーから吹き出す流体の流量を簡単な構造で調整することが含まれているから、両発明の課題には共通する面があり、組合せ容易性を導く評価根拠事実がないとはいえない。

第 4 要件のみで均等論が否定された事例は極めて少ない。何れにしても、複数の公知技術を組み合わせて対象製品の容易推考性を判断する場面においては、進歩性判断と同様に、公知技術の課題が考慮され得る。

なお、第 4 要件は、本件発明ではなく、対象製品の容易推考性が問題となっているわけであるから、第 4 要件の判断において本件発明の課題が考慮されることはないであろう。

5. 6 第 5 要件（意識的除外）について

< No.2：東地判平成 29 年（ワ）第 18184 号 >

本件意見書には、「引用文献 1 には、端部が回転可能に連結されることにより開閉可能に設けられた一対のジョーを備えた開創器アセンブリが開示されています。」「このような構成（判決注：本件発明に係る構成）によれば、2 組の揺動部材を同時に開かせることにより、骨に形成した切り込みの拡大作業を容易にし、また、切り込みの切断面に局所的に過大な押圧力が作用することを防ぐことができる」「2 つの開創器アセンブリを単に着脱可能に組み合わせただけでは本発明の構成を導くことはできません。」「引用発明 1 には、切り込みの切断面に作用する押圧力を低減するという課題、および、2 つの開創器アセンブリを一体で開動作させるという係合部の作用に対する示唆がありません」などの記載がある。上記記載によれば、本件意見書の主旨は、特許庁審査官に対し、引用例 1 が一対の揺動部材を開示していることを指摘し、それに対し、本件発明は、開閉可能な 2 対の揺動部材を組み合わせ、一方の揺動部材を他方の揺動部材に係合するた

めの係合部を設けることにより、両揺動部材が同時に開くことを可能にするものであることを説明する点にあるというべきである。そして、同意見書には、係合部の構成、すなわち、係合部を揺動部材の一部として構成するか、揺動部材とは別の部材により構成をするかを意識又は示唆する記載は存在しない。

そうすると、被告の指摘する「2 組の揺動部材を備える点、および、揺動部材の一方に、他方に係合する係合部を備える」との記載は、上記説明の文脈において本件発明の構成を説明したものにはすぎないというべきであり、同記載をもって、同意見書の提出と同時にされた本件補正により構成要件 E が追加された際に、原告が、係合部を揺動部材とは別の部材とする構成の特許請求の範囲から意識的に除外したと認めることはできない。

第 5 要件は、いわゆる禁反言の法理に基づくものであり、本事件では、被疑侵害者の構成が、審査途中の補正の限定によって意識的に除外されたものであるか否かが、発明の課題の観点から、論じられた。

第 5 要件の判断において意識的除外がなされたか否かを考慮する際においても、発明の課題の認定・解釈が重要であることが本事件から理解できる。

また、今回の検討対象の裁判例ではないが、第 5 要件における発明の課題については、次の事件で論じられており、参考になるため、ここで補足する。

<平成 23 年（ネ）第 10056 号 >

本件特許発明の特許請求の範囲においては、（使用されている）「すべて」の市外局番及び市内局番という文言が用いられているのであって、範囲の広狭がある場合には、最も広い範囲を指すと解するのが自然であり、逆に、これを「調査対象となる一定の地域」に限定する記載はない。

本件明細書の記載をみても、【課題を解決するための手段】…には、「調査対象となる一定の地域」の市外局番及び市内局番に限定する旨の記載はなく、唯一の実施例も…全国を対象として調査するものである。…さらに、本件特許発明の解決課題・作用効果についても、従来技術の 2 つの課題のうちの 1 つである「交換局の輻輳の問題」（段落【0006】）に対して、本件特許発明では、全国を複数のパソコンで分担調査することにより、コンピュータに近い交換局の輻輳が起きないという効果を奏する旨記載されているのであって（段落【0034】、【0039】）、この点においても、全国の調査を前提と

するものである。

補正等が第5要件の意識的除外にあたるか否かの判断に当たって、本件発明の課題は影響する。

5.7 小括

上記のように、マキサカルシトール事件大合議判決において判示された第1要件はもちろんのこと、第2～第5要件のいずれにおいても、発明の課題が均等の判断に影響を及ぼしている。

このように、均等論においては、発明の課題は、均等の要件を判断する際の必須事項となっており、重要事項となっているといえる。

6. 複数の論点において、発明の課題が関与した裁判例の検討

6.1 概要

発明の課題は、充足論において重要な事項であるが、無効論においても重要な事項であることは疑いないところであろう。特に無効論においては、進歩性、記載要件といった複数の視点から、発明の課題が捉えられ得る。

以下では、充足論と無効論という複数の論点において、発明の課題が関与した裁判例を挙げる。

6.2 裁判例

< No.1 : 平成31年(ネ)第10014号 >
(充足論)

…特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならないが、明細書の記載及び図面を考慮して、そこに開示された技術的思想に基づいて解釈すべきであって、…。本件各明細書に開示された技術的思想は、参照抗体1又は2と競合する単離されたモノクローナル抗体が、PCSK9がLDLRに結合するのを妨げる位置及び/又は様式で、PCSK9に結合し、PCSK9とLDLR間の結合を遮断し(中和)、対象中のLDLの量を低下させ、対象中の血清コレステロールの低下をもたらす効果を奏するというものである。そして、被告モノクローナル抗体及び被告製品は、上記技術的思想に基づいて解釈された本件各発明の技術的範囲に属する…。

(無効論：サポート要件)

…本件発明1は、PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和し、参照抗体1と競合する、単離されたモノクローナル抗体及びこれを使用した医薬組成物を、本件発明2は、PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和し、参照抗体2と競合する、単離されたモノクローナル抗体及びこれを使用した医薬組成物を、それぞれ提供するものである。そして、本件各発明の課題は、かかる新規の抗体を提供し、これを使用した医薬組成物を作製することをもって、PCSK9とLDLRとの結合を中和し、LDLRの量を増加させることにより、対象中の血清コレステロールの低下をもたらす効果を奏し、高コレステロール血症などの上昇したコレステロールレベルが関連する疾患を治療し、又は予防し、疾患のリスクを低減することにあると理解することができる。…

…当業者は、本件各明細書の記載から、PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和し、参照抗体1又は2と競合する、単離されたモノクローナル抗体を得ることができるため、新規の抗体である本件発明1-1及び2-1のモノクローナル抗体が提供され、これを使用した本件発明1-2及び2-2の医薬組成物によって、高コレステロール血症などの上昇したコレステロールレベルが関連する疾患を治療し、又は予防し、疾患のリスクを低減するとの課題を解決できることを認識できるものと認められる。よって、本件各発明は、いずれもサポート要件に適合するものと認められる。

裁判所は、本件発明の技術思想を、その構成により一定の効果が奏されるか否かという観点から認定し、被告モノクローナル抗体は、上記技術思想に基づいて解釈された本件発明の技術的範囲に属するとして、明細書に具体的に開示された抗体とは異なっているが、被告抗体が参照抗体と競合する中和抗体である以上、本件発明の構成要件を充足すると判断した。

また、サポート要件の判断において前提とした本件発明の課題は、充足論の判断において認定された本件発明の効果の裏返しとなっており、齟齬はみられない。

< No.44 : 平成25年(ネ)第10051号 >
(充足論)

…本件訂正発明2は、…ブランクセット胴との間で周長差があると、版胴に装着された版に接線力が作用して、版と版胴との間ですべりを発生し、版ずれトラブルが発生するという問

題を解決するため、版胴の表面粗さを調整することによって、版と版胴間の摩擦係数を増加させるというものであるが、「フィルム製版で用いる刷版」と「CTP版」とは、あらかじめ感光性物質を支持体に塗布した印刷版（PS版）という点では共通し、版胴に装着しての使用方法が異ならないにもかかわらず、版ずれトラブルが発生する原因が異なると認めるに足る証拠はない。

…以上によれば、「版」（構成要件I）を、PS版に限定して解釈すべき理由はないというべきであり、PS版のみならずCTP版も構成要件Iという「版」に含まれると解される。

（無効論：進歩性）

…本件訂正発明2は、…版胴とブランケット胴との間の周長差に起因して版胴に装着された版に接線力が作用し、版と版胴との間で版ずれトラブルが発生するという課題に対し、版胴の表面粗さを調整することによって、版と版胴間の摩擦係数を増加させることにより、版ずれトラブルを防止するというものである。

これに対し、…乙29文献…圧縮弾性を大きくし、版胴に対するフィット性を高めるというものであって、本件訂正発明2の解決原理である金属製の版胴の表面粗さを調整することによって、版と版胴間の摩擦係数を増加させるというものは異なる。

したがって、乙29文献からは、金属製の版胴の表面粗さを調整することによって、版と版胴間の摩擦係数を増加させ、これにより版ずれトラブルを防止するという技術的思想を読み取ることはできず、乙29文献に、本件訂正発明2に係る版胴の表面粗さRmaxの構成が記載又は示唆されているということとはできない。…

（無効論：サポート要件）

以上によれば、本件訂正明細書2には、版胴の表面粗さRmaxを $6.0 \mu m \leq Rmax \leq 100 \mu m$ に調整することにより、版ずれトラブルを防止するという課題が解決されることが記載されているから、本件訂正発明2の特許請求の範囲は、本件訂正明細書2の記載により、当業者が本件訂正発明2の上記課題を解決できると認識できる範囲のものといえることができ、サポート要件を充足するというべきである。

裁判所は、本発明の課題について、充足論と無効論のいずれにおいても本件明細書の記載に基づいて「版

ずれ防止」と認定した。充足論では、版ずれの原因は「PS版」と「CTP版」とで同じであり、版ずれ防止という課題に対して、CTP版を除くものに限定解釈する理由がないと判断された。また、無効論（進歩性）において、乙29文献の課題は「フィット性向上」であり、本発明の課題「版ずれ防止」とは異なり、当文献から本発明の技術的思想は読み取れないと判断された。

6.3 小括

このように、裁判所の判断のなかの充足論と無効論の両方において発明の課題が論じられたものについて、発明の課題の認定に齟齬があるものは見られなかった。

特許権侵害訴訟では、無効の抗弁がなされた事件において特許権者勝訴の場合、充足性とともの特許の有効性の判断が必ず判断されることとなる。無効の抗弁においては、進歩性における発明の課題と、サポート要件における発明の課題とは、特許の有効性（又は無効）を当事者が主張する際に課題の捉え方（抽象的か又は具体的かなど）が異なってくることがあり得るものの、裁判所においては一貫性のある認定がなされるとの見解がある。同様に、充足性においても、無効の抗弁との発明の課題の一貫性が求められるものであると考えられる。

7. 発明の課題が地裁と高裁とで異なる認定・解釈がなされた裁判例の検討

7.1 概要

前記6.で検討したように、同一判決内においては、発明の課題の認定・解釈の齟齬は生じていない。しかしながら、地裁と高裁といった裁判所の審級の違いによって、発明の課題の認定・解釈に相違が生じる場合があり、これにより充足論の判断が逆転した判決、ひいては裁判の結果の勝敗が逆転した判決も見られる。

以下では、地裁と高裁とにおいて、発明の課題の認定・解釈が異なった裁判例、特に逆転判決となった裁判例を中心に挙げる。

7.2 逆転非充足（特許権者不利）の裁判例

< No.9：平成29年（ネ）第10033号

原審：平成26年（ワ）第7643号>

（原審）

…本件発明が、…有効開口面積が減少してしまうという課題(課題)に対して、…取付け補助部材を基準として改修用引戸枠を既設引戸枠に取付ける(構成2)ことにより上記課題を解決し、改修用下枠と改修用上枠との間の空間の高さ方向の幅が大きく、広い開口面積を確保できるという効果を奏するものであること…に照らすと、背後壁の上端と改修用下枠の上端を「ほぼ同じ高さ」とするのは、広い開口面積を確保するという効果を得るための構成であるということが出来る。そして、上記課題及び効果からすると、背後壁の上端と改修用下枠の上端の高さの差が、少なくとも従来技術における改修用下枠の上端と背後壁の上端の差よりも小さいものである必要があると認められる。すなわち、改修用下枠が既設下枠に載置された状態で固定されたり、改修用下枠の下枠下地材が既設下枠の案内レール上に直接乗載されて固定されたりした場合の改修用下枠の上端と背後壁の上端の高さの差異よりも、改修用下枠の上端と背後壁の上端の差が相当程度小さいものであれば、「ほぼ同じ高さ」であると認められるというべきである。

(控訴審)

…本件明細書等の記載を見ると、「既設引戸枠の形状、寸法に応じた形状、寸法の取付け補助部材を用いる」(【0018】)、「その取付用補助部材106の高さ寸法を変えることで、異なる形状の既設下枠56にも同一形状の改修用下枠56(裁判所注、改修用下枠69の誤記であると認める。)を、その支持壁89と背後壁104を同一高さにとり付けることが可能である。」(【0091】)との記載がある。しかも、段落【0018】には、上記記載に先行して、「既設下枠の室外側案内レールを切断して撤去したので、改修用下枠と改修用上枠との間の空間の高さ方向の幅が大きく、有効開口面積が減少することがなく、広い開口面積が確保できる。」との記載もある。これらの事情を総合すると、構成要件Eの「同じ高さ」とは、「取付け補助部材」で「改修用下枠」を支持することにより、「背後壁の上端」と「改修用下枠の上端」とを、その間に高さの差が全くないという意味での「同じ高さ」とした場合を意味するものと理解するのが最も自然である。他方、「ほぼ同じ高さ」について、定義その他その意味内容を明確に説明する記載は、本件明細書等には見当たらないが、以上に検討した点を併せ考えると、ここでいう「ほぼ同じ高さ」とは、「取付け補助部材」の高さ寸法を既設下枠の寸法、形状に合わせたものとする事により、「背後壁の上

端」と「改修用下枠の上端」とを、その間に高さの差が全くないという意味での「同じ高さ」とする構成を念頭に、しかし、そのような構成にしようとしても寸法誤差、設計誤差等により両者が完全には「同じ高さ」とならない場合もあり得ることから、そのような場合をも含めることを含意した表現と理解することが適当である。

原審では、本件発明の課題を「有効開口面積が減少してしまう」ことと認定した上で、「ほぼ同じ高さ」とは、広い開口面積を確保するという効果を得るための構成であり、高さの差が相当程度小さいものであれば、「ほぼ同じ高さ」とであると認定した。

一方、控訴審では、本件発明の課題は「有効開口面積が減少することがない」と認定した上で、「ほぼ同じ高さ」とは「背後壁の上端」と「改修用下枠の上端」とを、その間に高さの差が全くないという意味での「同じ高さ」とする構成を念頭に、しかし、そのような構成にしようとしても寸法誤差、設計誤差等により両者が完全には「同じ高さ」とならない場合もあり得ることから、そのような場合をも含めることを含意した表現と理解することが適当であると判断し、「背後壁」に乗り上げるような部分を有し、「有効開口面積が減少」する被告製品を非充足と判断した。

7.3 逆転充足(特許権者有利)の裁判例

< No.47:平成26年(ネ)第10082号

原審:平成23年(ワ)第23651号>

(原審)

上記認定の事実によれば、本件発明は、高品質の単結晶炭化珪素を得るために導入された炭化珪素原料粉末を原料とし種結晶を用いて昇華再結晶を行う改良型のレーリー法においても解決できなかった課題を解決するために、炭化珪素からなる原材料を加熱昇華させ、単結晶炭化珪素からなる種結晶上に供給し、この種結晶上に単結晶炭化珪素を成長する方法において、炭素原子位置に窒素を $5 \times 10^{18} \text{cm}^{-3}$ 以上 $5 \times 10^{19} \text{cm}^{-3}$ 以下導入するという技術手段を採用したものであると認められる。そうだとすれば、構成要件Aの「昇華再結晶法」は、結晶性固体を「昇華」させて再び結晶させる、すなわち、生成物と同じ物質からなる多結晶固体原料を昇華させてから結晶させて単結晶の生成物を得ることを意味すると解するのが相当である。…

(控訴審)

…本件発明は、…種結晶を用いて昇華再結晶を行う改良型のレーリー法で単結晶炭化珪素を成長した場合でも、通常の温度条件（摂氏 2200～2400 度）では 6H 型単結晶炭化珪素が高い確率で形成されてしまい、高周波高耐圧電子デバイスに適した 4H 型単結晶炭化珪素を得るのは困難であるという問題があったことから（【0004】、【0006】）、かかる課題を解決する単結晶炭化珪素の製造方法を提供することを目的とするものである（【0007】）。

…本件明細書の上記載に照らせば、本件発明は、種結晶を用いて昇華再結晶を行う従来方法に対し、さらに、「炭素原子位置に窒素を所定範囲内の量導入する」という技術的事項を新たに適用するものであると理解できる。

そうすると、本件発明は、種結晶を用いた昇華再結晶法において、上記技術的事項以外の成長条件については、従来の 4H 型単結晶炭化珪素の成長方法におけるものを前提としていると認められるから、「種結晶」の材料、ポリタイプ及び面極性の選択についても、従来方法で、4H 型単結晶炭化珪素の成長に適するとして選択されていたものを前提としているものと認められる。

…「昇華再結晶法」（構成要件 A）には、出発原料（坩堝に充填する材料）として炭化珪素固体（粉末）を用いる態様のみならず、出発原料として珪素と炭素を用い、この両者を反応させて結晶状態の炭化珪素を形成し、この炭化珪素を昇華させることで種結晶上に単結晶炭化珪素を形成する態様も含まれるものと解される。

原審では、「再結晶」の「再」に着目して、「構成要件 A の『昇華再結晶法』は、結晶性固体を『昇華』させて再び結晶させる、すなわち、生成物と同じ物質からなる多結晶固体原料を昇華させてから結晶させて単結晶の生成物を得ることを意味すると解するのが相当である。」と判示されたが、控訴審では、実験結果などを提出するとともに、成長温度等の成長条件を大きく変化させることなく、良質の 4H 型単結晶炭化珪素の成長を可能とするという発明の課題に対して、課題解決手段として窒素が単結晶炭化珪素中で炭素原子位置を置換するという性質を利用して、炭素原子位置

に窒素を導入することにより、結晶中の炭素／珪素元素比を実効的に増加させるという手法を採用するもので、原料を実施例に限定することなく実施が可能であることから、クレーム解釈が変更された。

7. 4 小括

このように、地裁と高裁との間においては、発明の課題の認定・解釈が異なる場合がある。そして、そのことが原因となって、充足論逆転の判決となった事例も見かけられる。したがって、発明の課題の認定・解釈は、訴訟の最終的な勝敗を決するのに重要である。

8. まとめ

発明の課題の認定・解釈は、充足論に大きく影響を及ぼしている。当事者の無理な主張（例えば、明細書の記載から全くかけ離れた主張など）は、裁判所においては認められないであろう。まずは、明細書における発明の課題、効果の記載（文言）に基づき、本件発明の本質的な技術的意義を把握することが不可欠である。その上で、技術常識も考慮して課題を認定・解釈することが重要ではないかと思われる。この点、課題の認定にあたっては、マキサカルシトール事件大合議判決が大いに参考になるところである。この大合議判決は、均等論第 1 要件に関して発明の課題について判示されたものであるが、ここでの判示内容（課題の認定手法）については、均等論だけにはとどまらないのではないかと考えられる。明細書の記載を原則とし、必要に応じ、外部証拠を考慮するという手法は、合理的な解釈であるように思われる。このような判断手法に則り、的確に発明の課題・作用効果、そしてそれらを前提とした技術的意義を把握した上で、充足論で戦うべきであろう。また、無効論（進歩性、サポート要件等）も同様であろう。

結論として、侵害訴訟で戦うためには、発明の本質を捉え、妥当な発明の課題を主張すべきではないか（無理な主張はしない方がよい）と考えられる。

以上

（原稿受領 2020.6.19）